財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、令和7年度 監査を、石川県監査委員監査基準(令和2年石川県監査委員告示第1号)に準 拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和7年10月10日

石川県監査委員平蔵豊志同谷内律夫同 村上 勝同 作田有子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和6年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行(以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。)を対象とした。

2 監査の着眼点(評価項目)

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象団体	監査実施年月日	監査の結果
(一財)石川県文化・産業振 興基金		財政的援助等に係る出納その他の事務の 執行は、おおむね適正に処理されていると 認める。